

監査委員公表第10号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年11月28日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 天利 薫

1 監査の期間

令和元年11月11日から令和元年11月27日まで

2 監査等対象機関

福祉部福祉課

企画部広報戦略課

消防本部消防総務課、予防課、消防署

3 監査等の種別

定期監査

4 監査等対象

令和元年度（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の方法

対象部課等から関係書類の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、事務事業執行、負担金等、財産管理に主眼を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

○軽微な留意事項は、口頭により指摘又は指導した。

（福祉部福祉課、企画部広報戦略課、消防本部消防総務課、予防課、消防署）